

2008年10月21日	
連絡先	
総務部	
予算調整室	
電話	059 - 224-2119

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例(平成15年三重県条例第31号)第7条の規定により、平成20年第2回定例会にかかる補助金等評価結果調書、継続評価実施計画及び補助金等継続評価結果調書を公表します。

第3号様式(条例第7条第1項関係)

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-2	幹線鉄道等活性化事業費補助金	北勢線施設整備株式会社 四日市市富田3丁目22-83	99,500	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱、幹線鉄道等活性化事業費補助金交付要領 (公益性) 鉄道高速化のための鉄道施設整備を目的としたこの補助金は、公共交通の利便性向上及び沿線地域の活性化に資するという理由により公益性を有する。 (必要性) 地域が一体となって進める鉄道の再生及び活性化のために事業を行うことは必要である。 (効果) 高速化に対応したダイヤ改正や、高速化事業と連携した沿線市町の駅前駐車場整備等のまちづくりにより、公共交通の利便性の向上が図られた。 (交付基準等の妥当性) 沿線市町とともに、国と協調補助することが最も効果的である。	交通政策室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1- 2 (20-1-1)	四日市港管理組合 県負担金	四日市港管理組合 四日市市霞2丁目 1- 1	1,978,917	(根拠) 四日市港管理組合同規約 (公益性) 四日市港管理組合の経費を支弁することを目的としたこの負担金は、指定特定重要港湾である四日市港を管理運営するという理由により公益性を有する。 (必要性) 本県は四日市港管理組合の構成団体であるという理由により、負担金を支出することは必要である。 (効果) 四日市港管理組合が実施する四日市港の整備等により、外国貿易コンテナ貨物取扱量が過去最高の302万7千トン(平成19年)を記録した。 (交付基準等の妥当性) 四日市港管理組合同規約に定められた負担割合に基づき、交付決定している。	交通政策室	
20-1- 2	生活交通路線維持 費補助金	三重交通株式会社 津市中央1- 1	252,151	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱、三重県バス運行対策費補助金交付要領 (公益性) 国と地方公共団体が、住民の生活に必要な広域幹線的バス路線をシビルミニマムとして維持するという理由により公益性を有する。 (必要性) 事業者だけでは維持が困難な広域幹線的なバス路線の運行に対し、国と県が補助金を交付し維持を図ることは、住民のシビルミニマムとしての移動手段を確保するために必要である。 (効果) 事業者から補助申請された全路線へ補助を実施することにより、生活交通路線を維持することができた。 (交付基準等の妥当性) 国と県の役割として、広域幹線的路線の維持に補助することは妥当である。	交通政策室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-1	石油貯蔵施設立地対策等交付金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	136,170	(根拠) 特別会計に関する法律、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則、政策部関係補助金等交付要綱、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領 (公益性及び必要性) 本交付金は石油貯蔵施設の周辺地域における公共用の施設の整備をとおして住民の福祉向上を図ることにより、石油貯蔵施設設置の円滑化を図ることを目的としており、公益性とともに必要性を有する。 (効果) 石油貯蔵施設立地対策及びその周辺市町村が公共用の施設を整備することにより、住民の福祉向上が図られた。 (交付基準等の妥当性) 補助事業の規模や内容、対象金額等については、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則に基づき交付決定している。	土地・資源室	
19-4-1	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	伊勢市 伊勢市岩渕1丁目7-29	100,000	(根拠) 特別会計に関する法律、電源立地地域対策交付金交付規則、政策部関係補助金等交付要綱、三重県発電用施設周辺地域振興事業費補助金交付要領 (公益性及び必要性) 本交付金は電源立地地域対策交付金を活用し、地域の活性化、福祉の向上を図ることにより、発電用施設に対する住民の理解と協力を深めることを目的としており公益性とともに必要性を有する。 (効果) 伊勢市では、当該補助金を活用し伊勢市産業支援センターの整備が進められた。 (交付基準等の妥当性) 補助事業の規模や内容、対象金額等については、電源立地地域対策交付金交付規則に基づき交付決定している。	土地・資源室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-4- 2	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	尾鷲市 尾鷲市中央町10-43	100,000	<p>(根拠) 特別会計に関する法律、電源立地地域対策交付金交付規則、政策部関係補助金等交付要綱、三重県発電用施設周辺地域振興事業費補助金交付要領(公益性及び必要性) 本交付金は電源立地地域対策交付金を活用し、地域の活性化、福祉の向上を図ることにより、発電用施設に対する住民の理解と協力を深めることを目的としており公益性とともに必要性を有する。</p> <p>(効果) 尾鷲市では、当該補助金を活用し海洋深層水活用型温浴施設の整備が進められた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助事業の規模や内容、対象金額等については、電源立地地域対策交付金交付規則に基づき交付決定している。</p>	土地・資源室	
19-3- 2	市町村合併支援交付金	いなべ市 いなべ市員弁町笠田新田111	75,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) いなべ市では、この交付金により学校給食サービスにおける合併町間の格差を是正したとともに、統合保育園の整備により保育サービスの質の向上とスケールメリットを活かした経費節減を行うことができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財政室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3- 3	市町村合併支援交付金	志摩市 志摩市阿児町鵜方 3098- 9	100,000	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 志摩市では、各種マスタープランの策定、及び新市がこれから行う事業に関する計画等を策定することができ、新市の建設に資することができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。	市町行財政室	
19-3- 4	市町村合併支援交付金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	95,000	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 伊賀市では、この交付金により固定資産税賦課の効率化や、市町村建設計画に基づく各種公共施設の整備などを行うことができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。	市町行財政室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-5	市町村合併支援交付金	松阪市 松阪市殿町1340 -1	75,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 松阪市では、この交付金により都市計画図の作成、マスタープランの策定など、新市としての行政運営に必要な資料、計画を策定したほか、廃止バス路線の委託運行、コミュニティバス運行など合併後の地域間交流のための公共交通機関を確保することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財政室	

補助金等評価結果調査

(部局名 政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-6	市町村合併支援交付金	大紀町 度会郡大紀町滝原 1610-1	70,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 大紀町では、この交付金によりケーブルテレビ放送を実施したり行政運営のための電算統合を行うなど、合併に伴う住民の融和、行政運営に資する情報関連事業を実施することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財政室	
19-3-7	市町村合併支援交付金	南伊勢町 度会郡南伊勢町 五ヶ所浦3057	75,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 南伊勢町では、この交付金により国道260号バイパス整備、橋梁耐震、防災無線の整備が行われた。これにより合併後の地域の交通の確保、防災機能の強化を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財政室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3- 8	市町村合併支援交付金	伊勢市 伊勢市岩渕1丁目 7- 29	100,000	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 伊勢市では、この交付金によりコミュニティバス運行による合併後の地域間交流のための公共交通機関を確保したとともに、道路台帳整備、庁舎整備、ITセキュリティ対策事業により合併後の行政運営の円滑化を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。	市町行財政室	
20-1- 3 (19-3-9)	市町村合併支援交付金	津市 津市西丸之内23 - 1	150,000	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 津市では、この交付金により各種計画策定を行い市の施策の方向を定めるとともに、文書管理システムの整備を行い合併後の行政運営の円滑化を図った。また、防災拠点施設整備、耐震事業も実施し防災対策の推進等を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。	市町行財政室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-10	市町村合併支援交付金	多気町 多気郡多気町相可 1600	85,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 多気町では、この交付金により地域交流館の整備を行い、旧町村間の住民の交流を推進するとともに、合併後の保育園統合計画に基づく保育園整備を行うなど行政運営の効率化を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財政室	
19-4-3	市町村合併支援交付金	紀宝町 南牟婁郡紀宝町鷓 殿324	85,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 紀宝町では、この交付金により耐震事業、町道整備、給食センター整備など16本の事業を実施し、合併町村間の格差是正、全町的な防災力の強化、及び合併に付随する諸事業の円滑な実施を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財政室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-4-4	市町村合併支援交付金	亀山市 亀山市本丸町577	70,000	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 亀山市では、この交付金により乳幼児及び心身障がい者を対象とした医療費助成事業を実施し、合併前の市町格差を是正した上で市全体の福祉サービスの向上を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。	市町行財政室	
20-1-1	市町村合併支援交付金	桑名市 桑名市中央町2丁目37	85,000	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 桑名市では、この交付金により各種計画を策定し合併後の施策の方向性を定めるとともに、道路整備、コミュニティ施設整備、市民活動センターの整備など、幅広い施設整備を実施することができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。	市町行財政室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-3	離島体験滞在交流促進事業補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目 1-1	125,213	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱、三重県離島体験滞在交流促進事業費補助金交付要領</p> <p>(公益性) 離島は海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、地理的、地形的な条件により人口の減少や少子高齢化など厳しい状況にあるため、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図る点において公益性を有する</p> <p>(必要性) 定住人口の増加が期待できない離島地域の振興をはかるためには、交流のための基盤整備の推進や地域資源の発掘と活用、地域情報の発信が必要不可欠である。</p> <p>(効果) 地域観光プロデューサーの起用や、島の持つ文化や自然などの固有資源を活用した交流事業の実施等により、修学旅行生の誘致などあらたな集客が成功しつつある。また、交流事業の拠点となる施設「答志コミュニティアリーナ」は平成20年度末に完成する見込みである。</p> <p>(交付基準の妥当性) 地域が主体的に離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を進めていくためには、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	地域づくり支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-11	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金	株式会社エムアンドエムサービス 大阪府中央区北浜2丁目6-26	84,391	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱、紀南中核的交流施設整備事業支援補助金交付要領</p> <p>(公益性) 本補助金は紀南地域における集客交流拠点施設の整備・運営をとおして紀南地域への集客交流の促進を図り、もって紀南地域の振興に資することを目的としており公益性を有する。</p> <p>(必要性) 紀南地域の活性化を図るために、拠点施設を整備し集客交流の取組を促進することは必要である。</p> <p>(効果) 平成21年7月施設オープンに向け、基盤整備工事に着手するとともに地域との連携や開業準備に取り組むことができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 県の役割として、紀南地域の振興に資するため民間事業者が整備運営する集客交流拠点施設整備に補助することは妥当である。</p>	東紀州対策室	

継続評価実施計画

(部局名:政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	全体計画		当該年度 の交付額	翌年度以 降の交付 予定額	評価を行う 時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
19-1-3	幹線鉄道等活性化 事業費補助金	北勢線施設整備株 式会社 四日市市富田3丁 目22-83	平成19年度 ~平成20年度	99,500	28,966	70,534	平成21年度	補助金の一部を繰り越す必要が あり、事業の完了が平成20年度 になったため。	交通政策室	
20-1-3	離島体験滞在交流 促進事業補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目 1-1	平成19年度 ~平成20年度	125,213	3,993	121,220	平成21年度	補助金の一部を繰り越す必要が あり、事業の完了が平成20年度 になったため。	地域づくり 支援室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継 続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-2-3	幹線鉄道等活性化事業費補助金	北勢線施設整備株式会社 四日市市富田3丁目22-83	平成18年度 ~平成19年度	102,000	45,602	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱、幹線鉄道等活性化事業費補助金交付要領 (公益性) 鉄道高速化のための鉄道施設整備を目的としたこの補助金は、公共交通の利便性向上及び沿線地域の活性化に資するという理由により公益性を有する。 (必要性) 地域が一体となって進める鉄道の再生及び活性化のために事業を行うことは必要である。 (効果) 高速化に対応したダイヤ改正や、高速化事業と連携した沿線市町の駅前駐車場整備等のまちづくりにより、公共交通の利便性の向上が図られた。 (交付基準等の妥当性) 沿線市町とともに、国と協調補助することが最も効果的である。	完了	交通政策室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-1 (19-3-1)	私立高等学校等振興 補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目106-2	272,337	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び 修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の 建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-2 (19-3-2)	私立高等学校等振興 補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町238	677,596	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び 修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の 建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-3 (19-3-3)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 M/ノール女子学院 四日市市平尾町2800	177,133	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-4 (19-3-4)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 エスコピオ学園 四日市市追分1丁目9-34	331,474	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-5 (19-3-5)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 享栄学園 名古屋市中区千代田3丁目11-16	564,710	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-6 (19-3-6)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 高田学苑 津市大里窪田町字下沢2865-1	648,721	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-7 (19-3-7)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 セントセブ女子学園 津市大字半田1330	269,902	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-8 (19-3-8)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 梅村学園 名古屋市昭和区八事本町101-2	559,364	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-9 (19-3-9)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 皇學館 伊勢市神田久志本町1704	395,145	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-10 (19-3-10)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 伊勢学園 伊勢市黒瀬町562-13	160,229	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-11 (19-3-11)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 日生学園 津市白山町八対野2739	329,108	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-12 (19-3-12)	私立幼稚園振興補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目106-2	213,954	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な幼稚園運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-3	私立幼稚園振興補助金	学校法人 あおい学園 四日市市大矢知町2700	113,668	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な幼稚園運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-4	私立幼稚園振興補助金	学校法人 富田文化学園 四日市市別名5丁目4-31	79,868	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な幼稚園運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-13 (19-3-13)	私立幼稚園振興補助金	学校法人 宣真学園 鈴鹿市鈴鹿ハイツ5-45	123,526	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な幼稚園運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-5	私立幼稚園振興補助金	学校法人 大川学園 津市大谷町240	78,667	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な幼稚園運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-14 (20-1-1)	私立学校教職員退職基金財団補助金	財団法人三重県私立学校教職員退職基金財団 津市上浜町1丁目293-4	182,495	(根拠) 生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を大きく担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 私立学校教職員の相互扶助事業の安定化への支援として、補助金を交付することが必要である。 (効果) 私立学校教職員への退職金支給制度の円滑な運用に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 当財団の事業運営に必要な経費を予算の範囲内で補助しているものであり、私立学校教職員への安定した退職金支給のうえで不可欠である。	生活・文化総務室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-14	私立特別支援学校振興補助金	学校法人特別支援学校聖母の家学園 四日市市波木町398-1	130,018	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私学の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の10/10の範囲内で補助金を交付することにより、保護者負担(授業料)を求めずに障がい児教育を推進するための支援を行っているものである。	生活・文化総務室	
20-1-2	鈴鹿医療科学大学薬学部設置費補助金	学校法人鈴鹿医療科学大学 鈴鹿市岸岡町1001-1	186,920	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、高等教育の充実と人材育成のための支援であり公益性を有する。 (必要性) 県内の高等教育の充実と県民の進路選択の拡大を図るとともに、将来の医療従事者を確保するうえで、大学設置にかかる学校法人の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 県からの助成により、設置母体となる学校法人の経済的な負担を軽減し、円滑な大学設置に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 従来から、大学の設置や学部の新設に対し、その設置にかかる経費の1/10の範囲内で補助金を交付している経緯があり、これまでの経緯に照らして均衡を欠くものではなく、妥当性を有する。	生活・文化総務室	
19-4-1	隣保館運営費等補助金	津市 津市西丸之内23-1	84,575	(根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる隣保館への支援であり、公益性を有する。 (必要性) 社会福祉法による地域福祉の推進、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に、隣保館の役割が位置付けられており、開かれたコミュニティセンターとして、隣保館は地域における生活上の課題解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のため設置運営され、各種事業を実施する必要がある。 (効果) 開かれたコミュニティセンターとしての隣保館の運営、事業の推進に寄与できた。 (交付基準等の妥当性) 市町隣保館の運営費と各事業毎に基準額を設けその範囲内で3/4の補助を基本とし交付している。補助金の内、2/3が国より交付されている。	人権・同和室	

補助金等評価結果調書

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-24	いなば園自立経営基盤整備負担金	(社福)三重県厚生事業団 理事長 松岡直彦 津市一身田大古曾670-2	500,000	三重県厚生事業団が運営するいなば園が事業団直営の施設として、自立的、主体的、効率的な経営を果たしうるための経費を負担することで、安定経営を図るとともに、利用者へのサービスの向上、利用促進に効果があった。	障害福祉室	
19-2-25	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	(独法)福祉医療機構 理事長 長野 洋 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	383,961	(根拠)社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図ることを目的としたこの補助金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき支給される民間社会福祉施設等の職員の退職手当金の支給に要する費用の一部を、国と県が独立行政法人福祉医療機構に対して補助を行うものである。 この事業の実施により、利用者本位の福祉サービス提供の向上のため、社会福祉施設職員の共済制度を充実させることによって、福祉施設で働く職員への安定化を図り、業務への意欲と福祉への人材の確保を狙いとし、資質の向上とより多くの人材確保を行うという目標を達成することができた。	社会福祉室	
19-2-26	心身障害者医療費補助金	津市 市長 松田直久 津市西丸之内23-1	315,375	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	社会福祉室	
19-2-27	心身障害者医療費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1-5	297,559	同上	社会福祉室	
19-2-28	心身障害者医療費補助金	伊勢市 市長 森下隆生 伊勢市岩淵1-7-29	128,972	同上	社会福祉室	
19-2-29	心身障害者医療費補助金	松阪市 市長 下村猛 松阪市殿町1340-1	164,947	同上	社会福祉室	
19-2-30	心身障害者医療費補助金	桑名市 市長 水谷元 桑名市中央町2-37	134,854	同上	社会福祉室	

補助金等評価結果調書

(部局名 :健康福祉部) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-31	心身障害者医療費補助金	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸 1- 18- 18	181,628	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療 福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	社会福祉室	
19-2-32	心身障害者医療費補助金	伊賀市 市長 今岡睦之 伊賀市上野丸之内 116	107,024	同上	社会福祉室	
19-2-33	乳幼児医療費補助金	津市 市長 松田直久 津市西丸之内 23- 1	150,227	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 次世代育成の重要性から、乳幼児に医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療 福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	社会福祉室	
19-2-34	乳幼児医療費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町 1- 5	158,480	同上	社会福祉室	
19-2-35	乳幼児医療費補助金	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸 1- 18- 18	124,495	同上	社会福祉室	
19-3-1	軽費老人ホーム事務費補助金	(社福)青山里会 理事長 川村陽一 四日市市山田町5500-1	115,491	(根拠)三重県軽費老人ホーム補助金交付要領及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 軽費老人ホームの入居者負担を軽減し、もって高齢者福祉サービスの向上を図ることを目的としたこの補助金は、軽費老人ホームの運営に必要な事務費に対し、県として補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療 福祉を推進するという施策について、収入が少ない高齢者でも安心して入居し生活できる環境整備を図ることができた。	長寿社会室	
19-3-2	軽費老人ホーム事務費補助金	(社福)長茂会 理事長 世古祐臣 尾鷲市南浦4584-3	91,005	同上	長寿社会室	

補助金等評価結果調書

(部局名 :健康福祉部) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-3	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	(社福)夢の郷 理事長 筒井みわ 津市城山1-8-16	73,164	(根拠)障害者自立支援給付費国庫負担(補助)金交付要綱 精神障がい者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、現状では補助金以外に施設を運営する財源が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。(障害者自立支援法に定める事業所へ移行後は補助金の対象外となる) この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
20-1-1	福祉サービス利用援助等事業補助金	(社福)三重県社会福祉協議会 会長 森下達也 三重県津市桜橋2丁目131	90,160	(根拠)セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者等に対して福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が営めるよう支援することを目的としたこの補助金は、社会福祉法第81条の規定に基づき三重県社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用援助事業」に要する費用を国と県が補助するものである。 この事業の実施により、福祉サービスの契約手続きや日常的な金銭管理、書類預かり等の援助を行うための体制整備を図ることができた。	社会福祉室	
20-1-2	介護サービス基盤整備補助金	(社福)絆 津市雲出本郷町字連方前 2128番	168,750	(根拠)三重県老人保健福祉施設整備費補助金交付要領 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・三重県介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
20-1-3	介護サービス基盤整備補助金	(社福)こもはら福祉会 名張市西田原2000番地	270,000	同上	長寿社会室	
20-1-4	介護サービス基盤整備補助金	(社福)三重福祉会 四日市市西坂部町1127	405,000	同上	長寿社会室	

補助金等評価結果調書

(部局名 :健康福祉部) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-5	精神障害者社会復帰施設運営費補助金 (19年度)	(社福)愛恵会 理事長 齋藤純一 松阪市久保町1927-6	74,879	(根拠)障害者自立支援給付費国庫負担(補助)金交付要綱 精神障がい者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、現状では補助金以外に施設を運営する財源が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。(障害者自立支援法に定める事業所へ移行後は補助金の対象外となる) この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
20-1-6	北勢健康増進センター整備事業費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1番5号	179,372	(根拠)北勢健康増進センター整備事業費補助金交付要綱 地域住民の健康回復、健康増進を推進するため、四日市市が行う北勢健康増進整備事業費を一部補助する。 この事業の実施により健康づくりと保健予防の推進を図った。	健康づくり室	
20-1-7	救命救急センター運営費補助金	日本赤十字社三重県支部 副支部長 安田 敏春 津市栄町1丁目891	72,980	(根拠)健康福祉部関係補助金等交付要綱・医療政策室関係(救急医療関係)補助金交付要領 重篤救急患者の医療の確保を目的としたこの補助金は、三次救急医療機関(救命救急センター)の協力により実施が可能な事業であり、救命救急センターの安定した運営の確保を目的とし補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三次救急医療体制を確保している。	医療政策室	
20-1-8	障害者施設整備事業費補助金	(社福)よつば会 理事長 石川英樹 三重郡川越町大字亀崎新田字里中21番11	76,600	(根拠)「社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱」 障がい者福祉サービスに係る基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、障がい者の多様なくらしの場と活動の場の基盤づくりを促進するものであり、地域の障がい福祉サービスの向上と利用者の安全・快適性図るために効果的である。	障害福祉室	
20-1-9	障害者施設整備事業費補助金	(社福)洗心福祉会 理事長 山田俊郎 津市高茶屋小森町瓦ヶ野4152	93,154	同上	障害福祉室	
20-1-10	障害者施設整備事業費補助金	(社福)鶯鳴会 理事長 中森孝榮 名張市東田原625-205	70,326	同上	障害福祉室	

補助金等評価結果調書

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-11	国民健康保険調整交付金	津市 市長 松田直久 津市西丸ノ内23-1	943,952	(根拠)国民健康保険法第72条の2 国民健康保険事業の財政は、定率の国庫負担の他は保険料をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町の産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料負担能力には市町間において格差が存在している。このような定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整をするため、県が調整交付金を交付することは効果的な方法である。 この事業の実施により、国民健康保険制度運営の安定化を図ることができた。	社会福祉室	
20-1-12	国民健康保険調整交付金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1-5	926,780	同上	社会福祉室	
20-1-13	国民健康保険調整交付金	伊勢市 市長 森下隆生 伊勢市岩淵1-7-29	466,161	同上	社会福祉室	
20-1-14	国民健康保険調整交付金	松阪市 市長 下村猛 松阪市殿町1340-1	675,237	同上	社会福祉室	
20-1-15	国民健康保険調整交付金	桑名市 市長 水谷 元 桑名市中央町2-37	427,015	同上	社会福祉室	
20-1-16	国民健康保険調整交付金	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸1-18-18	588,716	同上	社会福祉室	
20-1-17	国民健康保険調整交付金	名張市 市長 亀井利克 名張市鴻之台1番町1	255,910	同上	社会福祉室	
20-1-18	国民健康保険調整交付金	尾鷲市 市長 伊藤允久 尾鷲市中央町10-43	113,326	同上	社会福祉室	
20-1-19	国民健康保険調整交付金	亀山市 市長 田中亮太 亀山市本丸町577	143,675	同上	社会福祉室	

補助金等評価結果調書

(部局名 :健康福祉部) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-20	国民健康保険調整交付金	鳥羽市 市長 木田久主一 鳥羽市鳥羽3-1-1	137,052	(根拠)国民健康保険法第72条の2 国民健康保険事業の財政は、定率の国庫負担の他は保険料をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町の産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料負担能力には市町間において格差が存在している。このような定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整をするため、県が調整交付金を交付することは効果的な方法である。 この事業の実施により、国民健康保険制度運営の安定化を図ることができた。	社会福祉室	
20-1-21	国民健康保険調整交付金	熊野市 市長 河上敢二 熊野市井戸町796	123,235	同上	社会福祉室	
20-1-22	国民健康保険調整交付金	菰野町 町長 石原正敬 菰野町大字潤田1250	118,480	同上	社会福祉室	
20-1-23	国民健康保険調整交付金	明和町 町長 中井幸充 明和町大字馬之上945	87,893	同上	社会福祉室	
20-1-24	国民健康保険調整交付金	いなべ市 市長 日沖靖 いなべ市笠田新田111	139,268	同上	社会福祉室	
20-1-25	国民健康保険調整交付金	志摩市 市長 竹内千尋 志摩市阿児町鷓方3098-9	324,739	同上	社会福祉室	
20-1-26	国民健康保険調整交付金	伊賀市 市長 今岡睦之 伊賀市上野丸ノ内116	357,498	同上	社会福祉室	
20-1-27	国民健康保険調整交付金	南伊勢町 町長 稲葉輝喜 南伊勢町五ヶ所浦3057	123,754	同上	社会福祉室	
20-1-28	国民健康保険調整交付金	紀北町 町長 奥山始郎 紀北町海山区相賀495番地8	109,801	同上	社会福祉室	

第3-1号様式(条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

(部局名 :健康福祉部) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	翌年度以降 の交付予定 額	評価を行う時 期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
20-1-2	介護サービス 基盤整備補助金	(社福)絆 津市雲出本郷町字連方前 2128番	H19～H20	168,750	67,500	101,250	平成21年9月	補助金の一部を繰り越す 必要が生じ、事業の完了 が平成20年度になったた め。	長寿社会室	
20-1-3	介護サービス 基盤整備補助金	(社福)こもはら福祉会 名張市西田原2000番地	H19～H20	270,000	54,000	216,000	平成21年9月	同上	長寿社会室	
20-1-4	介護サービス 基盤整備補助金	(社福)三重福祉会 四日市市西坂部町1127	H19～H20	405,000	81,000	324,000	平成21年9月	同上	長寿社会室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 :健康福祉部) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
19-1-3	特別養護老人 ホーム整備事業 費補助金	(社福)宏育会 理事長 内田茂喜 三重郡川越町大字豊 田85番地の1	H18~H19	236,250	141,750	(根拠)三重県老人保健福祉施設整備費補助金 交付要領 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進 を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が 施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担 を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤 の整備を促進するものであり、県として補助を行 うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福 祉計画・三重県介護保険事業支援計画に掲げ る目標達成に向け、一定の推進を行うことが できた。	完了	長寿社会室	
19-1-5	特別養護老人 ホーム整備事業 費補助金	(社福)正寿会 理事長 伊藤重行 津市戸木町4187番地	H18~H19	236,250	165,375	同上	完了	長寿社会室	
19-1-8	特別養護老人 ホーム整備事業 費補助金	(社福)太陽の里 理事長 鈴木 齋 松阪市船江町785番地	H18~H19	155,250	46,575	同上	完了	長寿社会室	

補助金等評価結果調書

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-1	廃棄物処理センター一般廃棄物処理事業費補助金	財団法人三重県環境保全事業団 津市河芸町上野 3258番地	500,000	<p>(根拠) 環境森林部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 市町から搬入される一般廃棄物の焼却残さを廃棄物処理センターのガス化溶融処理施設において広域的に処理することは、ダイオキシン類対策上必要であり、県が支援を行うことは公益性を有する。</p> <p>(必要性) 財団法人三重県環境保全事業団の廃棄物処理センター溶融処理事業の一般廃棄物の焼却残さの処理に関しては稼働以来、多額の累積赤字を抱えている。経営の安定化を図り事業を継続させていくためには、事業主体の経営努力や市町の適正な処理料金の負担に加え、県の一定の支援が必要である。</p> <p>(効果) 事業主体の経営努力、市町の適正料金の負担及び県の支援により、一般廃棄物の焼却残さの処理については経営状況が改善され、累積赤字が減少し、事業主体全体としても債務超過から脱却した。これにより、廃棄物を適正に処理する体制が維持できた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 一般廃棄物の焼却残さの処理に関しては、平成16年度末における累積赤字額を基準とし、この解消のため必要な経費を支援している。累積赤字を解消し、経営の安定化を図るためには補助金を交付することは妥当である。</p>	廃棄物対策室	
19-3-1	木材コンビナート施設整備事業費補助金	松阪市 松阪市殿町1340 -1	464,147	<p>(根拠) 環境森林部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 林業・木材産業が活性化し、緑の循環を促進することによって、森林の公益的機能が増進される。</p> <p>(必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、林業の持続的な経営と林産物を安定的に供給できる構造が実現できるよう施設整備を進めることが必要である。</p> <p>(効果) 木質バイオマスエネルギー供給施設の整備を支援することで、未利用材を木質バイオマスエネルギーとして有効活用が可能となる。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 当事業は、国庫交付金事業で、国の交付基準を満たしており、確実な事業実施が可能である。</p>	森林・林業経営室	

補助金等評価結果調査

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-4-1	林業・木材産業構造改革事業費補助金	多気町 多気郡多気町相可 1600番地	341,666	(根拠) 環境森林部関係補助金等交付要綱 (公益性) 林業・木材産業が活性化し、緑の循環を促進することによって、森林の公益的機能が増進される。 (必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、林業の持続的な経営と林産物を安定的に供給できる構造が実現できるよう施設整備を進めることが必要である。 (効果) 木材加工流通施設(製材、乾燥)の整備を支援することで、品質の高い木材製品を大量に加工することが可能となり、安定的な流通を促進することができる。 (交付基準等の妥当性) 当事業は、国庫交付金事業で、国の交付基準を満たしており、確実な事業実施が可能である。	森林・林業経営室	
20-1-1 (19-2-3)	林道事業費補助金	熊野市 熊野市井戸町796 番地	109,411	(根拠) 環境森林部関係補助金等交付要綱 (公益性) 林道の整備により森林整備が促進され、森林の持つ公益的機能が増進される。また、山村での定住環境を改善することにより、森林整備の担い手の確保を促進する。 (必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、森林整備を支える山村地域を活性化するとともに、森林整備の基盤づくりを行うことが必要である。 (効果) 林道事業の実施により、自然との共生の確保という政策の中で、公益的機能発揮のための森林の整備を推進することができた。 (交付基準等の妥当性) 森林所有者自ら森林整備を促進することが効果的であることから、補助金を交付し森林整備を促すことが最も効果的な方法である。	森林保全室	

継続評価実施計画

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	翌年度以 降の交付 予定額	評価を行 う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
19-3-1	木材コンビナート施設 整備事業費補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	H19~H20	464,147	0	464,147	H21	繰越によるため	森林・林業 経営室	
19-4-1	林業・木材産業構造 改革事業費補助金	多気町 多気郡多気町相可1600番地	H19~H20	341,666	0	341,666	H21	繰越によるため	森林・林業 経営室	
20-1-1 (19-2-3)	林道事業費補助金	熊野市 熊野市井戸町796番地	H19~H20	109,411	54,041	55,370	H21	繰越によるため	森林保全室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 環境森林部) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-4-1 (18-3-2)	林道事業費補助金	熊野市 熊野市井戸町796番地	H18~H19	85,415	52,689	(根拠) 環境森林部関係補助金等交付要綱 (公益性) 林道の整備により森林整備が促進され、森林の持つ公益的機能が増進される。また、山村での定住環境を改善することにより、森林整備の担い手の確保を促進する。 (必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、森林整備を支える山村地域を活性化するとともに、森林整備の基盤づくりを行うことが必要である。 (効果) 林道事業の実施により、自然との共生の確保という政策の中で、公益的機能発揮のための森林の整備を推進することができた。 (交付基準等の妥当性) 森林所有者自ら森林整備を促進することが効果的であることから、補助金を交付し森林整備を促すことが最も効果的な方法である。	完了	森林保全室	
19-2-2	林道施設災害復旧事業費補助金	大台町 多気郡大台町佐原750番地	H18~H19	175,919	36,206	(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (公益性) 災害により利用不可能となった林道を復旧することにより、森林整備が可能となり、森林の持つ公益的機能が発揮される。 (必要性) 森林の公益的機能を発揮させるためには、森林整備の推進が重要で、そのためには林道の復旧が不可欠である。 (効果) 災害復旧事業の実施により、自然との共生の確保という政策の中で、公益的機能発揮のための森林の整備を推進することができた。 (交付基準等の妥当性) 国庫補助対象事業を交付対象としており、効果的な林道の復旧が可能である。	完了	森林保全室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-17 (20-1-16)	三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	135,069	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) この補助金は、本県における新産業の創出を促進することを目的とし、景気変動に強い柔軟な産業構造へ転換させるとともに、雇用の増大などにより地域経済を活性化させるという理由により、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 起業を尊ぶ風土を醸成し、成功事例から起業を活発化し、自律的な産業集積を図るため、継続的かつ重点的にベンチャー的活動を支援することが不可欠である。この支援施策の経費について、財団の自己財源(基金果実、受益者負担金)を上回る部分は、県の補助金以外に資金を確保することが困難であることから、この補助事業の実施が必要である。</p> <p>(効果) 起業に取り組むチャレンジャーの段階から、経営(生産・販売・流通)段階に至るまでの各段階への支援を、体系的、総合的に実施したことにより、事業化や起業が促進されるとともに、売上増など着実に成長しているベンチャー企業が出ている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 財団は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する新事業支援の中核的支援機関として、ワンストップサービスの提供を行うものであり、財団に補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、ベンチャー企業を支援する総合的なサービスについては継続的に見直しを図っている。</p>	商工振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-21 (19-2-8)	中小企業連携組織対策事業費補助金	三重県中小企業団体中央会 津市栄町1-891	125,016	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を目的とした補助金は、県内中小企業を取り巻く経営環境が一段と厳しい状況にある中、地域経済の活性化や雇用創出を支える主体である中小企業を支援するための組合組織化等の事業であることから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中小企業を取り巻く現状は、情報化、国際化、消費者ニーズの多様化、高度化等の影響を受けて、一段と厳しい環境にあることから、その経営基盤の強化を図るため、県中央会が組合組織化等の諸事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 巡回指導をはじめ、法改正普及講習会の開催など組合が改正法に則した運営や会計等行えるよう重点的に指導業務をおこなった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 県中央会は、中小企業等協同組合法により設立された団体であり、組合の指導・監督及び中小企業の連携組織を推進する専門的支援機関であることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	金融経営室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-25 (20-1-6)	小規模事業支援 費補助金	志摩市商工会 志摩市阿児町鵜 方3440-1	64,179	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 志摩市商工会が行う小規模事業者の経営、技術の改善、発達等のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、同商工会管内約3千の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している同商工会を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、同商工会の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談、講習会の開催、創業・経営革新支援等)を、商工会広域連合との連携を図りながら実施したことにより、多くの小規模事業者の売上の維持、増加、必要資金の融資、経営革新計画の認定等が行なわれ、それら事業者の経営の改善と安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 同商工会は商工会法に基づき設立され、地域の事業者で組織される団体であるため、県が小規模事業者を支援するにあたって、小規模事業者支援促進法に基づき、同商工会に対して補助金を交付することが効率的、効果的である。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、県の補助がなければ事業実施は不可能である。</p>	金融経 営室	

補助金等評価結果調査

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-24 (20-1-5)	小規模事業支援費補助金	四日市商工会議所 四日市市諏訪町2-5	79,310	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 四日市商工会議所が行う小規模事業者の経営、技術の改善、発達等のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、同会議所管内約1万の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している同会議所を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、同会議所の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談、講習会の開催、経営革新支援等)を実施したことにより、多くの小規模事業者の売上の維持、増加、必要資金の融資、経営革新計画の認定等が行なわれ、それら事業者の経営の改善と安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 同会議所は商工会議所法に基づき設立され、地域の事業者で組織される団体であるため、県が小規模事業者を支援するにあたって、小規模事業者支援促進法に基づき、同会議所に対して補助金を交付することが効率的、効果的である。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、県の補助がなければ事業実施は不可能である。</p>	金融経営室	

補助金等評価結果調査書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-23 (20-1-4)	小規模事業支援 費補助金	津商工会議所 津市丸之内29- 14	93,290	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 津商工会議所が行う小規模事業者の経営、技術の改善、発達等のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、同会議所管内約7千の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している同会議所を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、同会議所の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談、講習会の開催、創業・経営革新支援等)を実施したことにより、多くの小規模事業者の売上の維持、増加、必要資金の融資、新規創業事業者の輩出、初の経営革新計画の認定等が行なわれ、それら事業者の経営の改善と安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 同会議所は商工会議所法に基づき設立され、地域の事業者で組織される団体であるため、県が小規模事業者を支援するにあたって、小規模事業者支援促進法に基づき、同会議所に対して補助金を交付することが効率的、効果的である。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、県の補助がなければ事業実施は不可能である。</p>	金融経 営室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-22 (20-1-3)	小規模事業支援 費補助金	三重県商工会連 合会 津市栄町1-891	128,165	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 三重県商工会連合会が行う小規模事業者等の経営、技術の改善、発達等のための事業の充実と、商工会の指導力の強化を図り、小規模事業者等の振興と安定を支援することを目的としたこの補助金は、小規模事業者及び県内26商工会の発達を図り、もって地域商工業の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県内の商工会の強化を図るためには、商工会法に基づき商工会を指導する立場にある同連合会を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、同連合会の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 商工会が行う経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業、経営革新支援)を指導することによって、商工会の指導能力が向上し、結果、小規模事業者への効果的、効率的な支援を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 同連合会は商工会法に基づき設立され、県内の商工会が加入する団体であるため、県が商工会、同連合会を通じて小規模事業者を支援するにあたり、小規模事業者支援促進法に基づき、同連合会に対して補助金を交付することが効率的、効果的である。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、県の補助がなければ事業実施は不可能である。</p>	金融経 営室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-19 (20-1-18)	三重県オンライン企業育成プログラム事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	58,187	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 経済のグローバル化による国内外の競争の激化などに対応するために、中小企業が技術の高度化に取り組み、競争力の強化を図ることは、地域経済の活性化にも繋がるものであるが、経営資源に一定の限界がある中小企業に取っては、リスクが大きく、取組の意欲を活性化するために、県が補助金により支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中小企業は、地域経済の牽引役としての役割を担っているが、近年の経済情勢の変化により大変厳しい状況が続いている。中小企業の技術力の高度化を促進し競争力を高めることで、地域経済の活性化に繋げていく必要がある。</p> <p>(効果) 豊富な職務経験、知識、技術、人脈を持った技術相談コーディネーターにより、企業訪問を通じた課題解決に向けた助言や連携支援を行った。また、技術開発支援事業においては、特許出願や製品化などに繋がった研究開発もあり、成果はあがっている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施に係る経費について、当センターの自己財源(基金果実、受益者負担金)を超過する部分については、県補助金以外の資金調達は難しく、県として補助する必要がある、その基準は妥当である。</p>	商工振興室	

補助金等評価結果調査書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-15 (20-1-1)	三重県中小企業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	131,024	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 中小企業にとって情報化対応は、急速に進展する高度情報化社会において、強化すべき経営基盤の1つである。また、ものづくり基盤を支える県内下請中小企業に対して自立的発展を促す当センターの支援事業は、地域経済の活性化や雇用の確保のために不可欠である。これらの中小企業の経営資源強化及び経営革新の支援を促進する事業に対し、当該補助金で県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中小企業においては、社会的信用や資金の不足などから、情報化に必要なハード・ソフトの導入や人材の育成、確保について困難な課題が多く、情報化への対応が遅れがちである。また、発注企業の海外展開、海外部品調達割合が増加したことや、一層のコストダウン要請、短納期化への対応等、厳しい経営環境におかれている状況であり、補助事業者が当該補助金による様々な支援事業を実施することは必要である。</p> <p>(効果) 広域商談会の開催など取引先あっせんの場合が設けられ、17件の成約実績があった。また、情報化等の相談は、チャネルの拡大等のサービス強化により、広く県内より相談が寄せられており、県内企業の情報化に一定の効果があったものと考えられる。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施に係る経費について、当センターの自己財源(基金果実、受益者負担金)を超過する部分については、県補助金以外の資金調達は難しく、県として補助する必要があり、その基準は妥当である。</p>	商工振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-20 (19-2-15)	三重産業振興センター補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	243,620	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 当該補助金により支援する、三重産業振興センター(メッセウイングみえ)は、県内中小企業者の新製品、新技術の研究開発の支援並びに開発された新製品の展示等を行う場を供することを目的としており、県内産業の振興に寄与する施設である。県内産業の振興は、県内経済全体の活性化、雇用機会の増大に繋がるものであり、当該補助金で県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 当該補助金は、三重産業振興センター(メッセウイングみえ)の建設費にかかるものであり、国から、地域産業創造基盤整備事業として借り入れた分のうち、高度化資金償還計画による債務を、三重県と津市が6対4の割合で償還するために必要なものである。また、このことは、平成4年9月14日付の三重県知事、津市長及び財団法人三重産業振興センター副理事長の覚書によるものである。</p> <p>(効果) 償還については円滑に行われている。また、地域経済を支える戦略的な産業振興という施策(既存産業の高度化・高付加価値化の促進/中小企業の製造品出荷額実績 全国順位第13位)目標を達成することができ、本事業も一定の効果があつたものと考えられる。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては、多額の経費を必要とすることから、事業主体は県の補助金に依らなければ、事業実施が困難である。国から地域産業創造基盤整備事業として、借り入れた分のうち、高度化資金償還計画による償還額を、三重県と津市が6対4の割合で負担することを内容とした、平成4年9月14日付の三重県知事、津市長及び財団法人三重産業振興センター副理事長の覚書により、適正に補助している。</p>	商工振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-16	農地・水・環境保全向上対策事業費補助金	三重県農地・水・環境保全向上対策協議会 津市広明町330	148,214	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 地域の農業者を中心に地域内外の多様な主体が連携して、社会資本である農地・農業用水等を維持し、保全するための仕組みづくりを推進する。</p> <p>(必要性) 農地・農業用水等は食料・農業・農村基本計画において社会共通資本と位置づけられており、それらを守る多様な主体の参画が「新しい時代の公」としてふさわしいものとなっている。</p> <p>(効果) 農業者だけでなく、地域住民、自治会、農業者団体等の多様な主体が参加する資源保全活動組織の設立を促し、農地・農村環境の向上を図ることに貢献した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農地・水・環境保全向上対策実施要綱及び農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱に基づき、県は三重県農地・水・環境保全向上対策実施要領及び三重県補助金等交付規則に基づく補助金を交付している。</p>	農業基盤室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-8 (19-2-17)	地域再生基盤漁港整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1 -1	114,240	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点となる国崎及び相差漁港において高波等の発生時にも安全な漁船係留及び漁業活動が出来る施設として整備し、機能が増進するとともに安全性が向上した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-9 (19-2-18)	農村振興総合整備 備統合補助事業 費補助金	御浜町 南牟婁郡御浜町 大字阿田和6120 - 1	74,670	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農業の条件整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は農村空間の整備、創出による生活環境の向上、快適環境の形成のために実施しており、また、県民しあわせプラン第二次戦略計画においても「魅力が発揮できるむらづくり」「消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給」に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、生活環境及び生産基盤が整備され、農村の総合的な整備が行えた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した村づくり交付金実施要綱及び村づくり交付金交付要綱に基づき、県は国からの補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁 村室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-10 (19-2-19)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	70,700	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、生活排水処理アクションプログラムの目標が達成できた。 (小西地区について繰越工事が5月末で完了した)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-11 (19-4-3)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1-1 8-18	200,990	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、生活排水処理アクションプログラムの目標が達成できた。 (椿地区、東庄内地区、井田川北・汲川原地区について工事が完了した)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-12 (19-4-4)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	亀山市 亀山市本丸町577	57,065	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、生活排水処理アクションプログラムの目標が一部達成できた。(南部地区について繰越工事实施中)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-13 (19-2-22)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	264,873	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、生活排水処理アクションプログラムの目標が一部達成できた。(平田地区、下友生地区、上之庄地区について工事完了、神戸地区について繰越工事实施中)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-14 (19-2-23)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	123,220	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、生活排水処理アクションプログラムの目標が一部達成できた。(錦生西部地区について工事完了、赤目南部地区について繰越工事実施中)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-1	運輸事業振興助成交付金	社団法人三重県トラック協会 津市桜橋3-53-11	484,600	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を目的として、自治事務次官通達(昭和51年11月18日付け自治府第112号)に基づき、地方のトラック協会など関係公益法人に交付するもので、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 昭和51年度の税制改正により、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、自治事務次官通達に基づき、地方のトラック協会など関係公益法人に交付するものである。</p> <p>(効果) この交付金を活用してトラック協会が実施した、低公害車導入に伴う費用の一部助成などの環境対策事業、スピードリミッター装着助成などの安全性の向上、公共共同施設の整備、輸送サービスの改善等の各種事業により、公共輸送機関の利便性を向上させるとともに、産業経済や県民生活を支える公共輸送機関の基盤強化や環境対策等に資することができた。</p> <p>(交付基準の妥当性) 自治事務次官通達に基づき、各都道府県知事に交付金の交付が求められていることから、軽油引取税の一部を財源として交付金を交付することが最も妥当で効果的な方法である。</p> <p>(その他) NOxPM法の施行を受けて、特定自動車排出基準適合車への代替助成など、環境対策への取り組みを強化している。</p>	農水商工総務室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-2	研究施設 過疎地域等立地促進補助金	三菱化学株式会社 取締役社長 小林喜光 東京都港区芝4-14-1	222,048	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性はきわめて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、自動車、情報電子業界等への提案型研究開発設備が完成し、顧客との共同研究の場が整備され、当該事業所の国内拠点化に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性和事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-27 (20-1-26)	産業人材育成基盤整備事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	103,018	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 市場の不完全 県内の産業構造を「知識集約型産業構造」へと転換していくため、研究開発、人材育成、企業支援などの「場(舞台)」の整備を行うことは、企業の競争力強化につながり、税収の増加や雇用拡大等県民全体の利益をもたらすことから、県が支援を行うことは妥当である。</p> <p>(必要性) 人口減少・少子高齢化、環境・エネルギー制約、そして中国・インドの台頭等により国際競争が激しくなるなかで、持続的な経済成長を実現していくためには、県内の産業構造を「知識集約型産業構造」へと転換していくことが必要であり、絶え間なくイノベーションを生み出す「高度部材産業クラスター」の核となる施設を整備することが肝要である。</p> <p>(効果) 三重県製造業の中核をなす県北勢地域に、最先端の研究開発・中小企業等の支援、そして高度部材開発にかかる人材育成機能までを一ヶ所で行う施設を整備することにより、今後、既存の枠組みを越えて、様々な人、組織、機関などが融合する「場(舞台)」を意識的に構築し、高度部材産業クラスターの核の形成に向けた環境を整備することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は補助金によらなければ実施が困難である。</p>	産業集積室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-7 (19-4-2)	経営構造対策事業費補助金	三重南紀農業協同組合 南牟婁郡御浜町 大字阿田和4694-4	53,750	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 安全・安心な食料の供給、農業の環境保全の役割を果たすことを目的としたこの補助金は、地域農業を安定的に継続させるものであり、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 柑橘類の品質向上・作業効率向上のために低コストハウスを導入することにより、担い手農家の育成を図る。また、消費者に新鮮で安全・安心な食料を安定供給し、消費者に支持される産地づくりに取り組むためにも、柑橘の生産施設整備が必要である。</p> <p>(効果) 柑橘生産施設を導入したことで、消費者の多様なニーズに応えられる安全・安心な食糧を安定的に供給する体制を整備することができ、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策(農林水産業を支える生産・経営基盤の充実/食料自給率)を、達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたっては、事業内容を国の強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)及び強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)に基づいて審査している。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は補助金によらなければ事業実施が困難であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	担い手室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-28 (19-3-5)	三重用水施設管理費負担金	独立行政法人水資源機構 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	113,423	<p>(根拠) 独立行政法人水資源機構法</p> <p>(公益性) 農業用水の安定供給と農業生産基盤の安定を目的としたこの負担金は、水資源の効率的利用に寄与するという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 農業用水の安定供給と農業生産基盤の安定を図るためには適切な施設管理が重要であるという理由により、本事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 本事業により、適切な施設管理と水資源の確保が図られ、農業用水の安定供給を達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 施設管理にあたっては、多額の経費を要することから、国の補助金及び県の負担金があれば、適切な管理が不可能なため、県が管理費の一部を負担することは妥当である。</p>	農業基盤室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-6	土地改良施設整備補修事業費補助金	三重県土地改良事業団体連合会 津市広明町330	96,000	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 土地改良施設の整備補修を目的としたこの補助金は、食料の安定供給や土地改良施設の持つ多面的機能の保持につながるという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 近年、農業用排水施設の整備が進展し、造成された施設が増加していることから、老朽化していく施設の機能維持のため、土地改良施設整備補修事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 農業用排水施設48施設の補修事業を完了したことで、施設の機能維持が図れ、今後も農業用施設の適切な利用が可能となった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施は不可能であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	農業基盤室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-7	広域漁港整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1 -1	102,005	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点として、菅島漁港で橋梁上部工事、答志漁港で浮き棧橋の設計を行い、安全に漁業活動が行えるよう施設の機能増進の確保に努めた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-3-8	養殖基地機能向上事業費補助金	熊野市 熊野市井戸町79 6	70,000	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき漁業活動の拠点となる甫母漁港において、高波等の発生時にも安全な漁船係留及び漁業活動が出来る施設として整備し、機能が増進するとともに安全性が向上した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-1	バレー構想関連産業等立地促進補助金	味の素株式会社 取締役社長 山口 範雄 東京都中央区京 橋1-15-1	125,206	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性はきわめて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、メディカルバレー構想による産業集積が進み、雇用が創出されるとともに、当該企業の甘味料・医薬中間体生産の国内拠点に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-2	三重県中小企業融資制度利子補給補助金	株式会社百五銀行 津市岩田 21- 27	83,681	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 県内経済の発展を図るためには、県内企業の9割を超える中小企業の経営基盤強化と経営の活性化を図る必要がある。信用力の弱い中小企業に対しては、その信用力を補完するため、特別法により、信用保証協会が設置され、信用保証事業を実施しているが、民間金融機関が信用リスクを勘案して設定した融資金利では、信用力の乏しい中小零細企業においては金利負担によって資金繰りを圧迫される。よって、県が取扱金融機関と連携し、中小企業の金利負担軽減を行ない、資金調達を補完的に支援することは、県内中小企業の経営基盤強化、活性化につながることになり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 取扱金融機関は融資利用企業の信用リスクに応じて金利を徴求すべきであるが、県は、本来ならば信用力が乏しいため、低利融資を利用することが出来ない中小零細企業の低利融資での資金供給円滑化、負担軽減を図るため、取扱金融機関の金利引き下げに係る経費を補填している。制度の継続と取扱金融機関の経営を考慮すると、補助金による補填が不可欠である。</p> <p>(効果) 取扱金融機関への利子補給補助金の実施により、信用力の弱い中小企業に対し、残高で6,000件を超える融資が行われており、中小企業の資金調達の円滑化と経営基盤の強化、経営の活性化を図ることができている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性和事業効果に照らして、妥当と判断できる。</p>	金融経営室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-3	信用保証協会保証料軽減補助金	三重県信用保証協会 津市桜橋3-399	240,567	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 県内経済の発展を図るためには、県内企業の9割を超える中小企業の経営基盤強化と経営の活性化を図る必要がある。信用力の弱い中小企業に対しては、その信用力を補完するため、特別法により、信用保証協会が設置され、信用保証事業を実施しているが、小規模零細企業など特に信用力の弱い企業は、保証料の負担によって資金繰りが圧迫される。よって、県が信用保証協会と連携し、中小企業の保証料負担軽減を行い、資金調達を補完的に支援することは、県内の中小企業の経営基盤強化と活性化につながり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 三重県中小企業融資制度において、県は信用保証協会に保証料の補填を行うことにより、保証料の引下げをおこない、利用者である中小零細企業の保証料負担を軽減している。信用保証協会への補填は、保証料率自体が国の指導により必要最低限に設定されているため、信用保証協会の経営を考慮すると、補助金による補填が不可欠である。</p> <p>(効果) 信用保証協会保証料軽減補助事業の実施により、信用力の弱い中小企業に対し、残高で10,000件を超える融資が行われており、中小企業の資金調達の円滑化と経営基盤の強化、経営の活性化を図ることができている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性和事業効果に照らして、妥当と判断できる。</p>	金融経営室	

補助金等評価結果調書

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-4	研究施設 過疎地域等立地促進補助金	JSR株式会社 代表取締役社長 吉田淑則 東京都中央区築地5-6-10	241,725	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性はきわめて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、高度な素材・部材となる次世代ディスプレイ材料及び半導体材料の研究開発施設の円滑な操業がなされ、当該事業所の国内拠点化に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地室	

第3-1号様式(条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

(部局名 :農水商工部) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
19-3-7	広域漁港整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1-1	平成19年度	102,005	44,885	57,120	平成21年度	繰越によるため。	水産基盤室	
20-1-17 (20-1-16)	三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	平成19年度	135,069	117,798	17,271	平成21年度	繰越によるため。	商工振興室	
20-1-10 (19-2-19)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	平成19年度 ～平成20年度	70,700	46,200	24,500	平成21年度	繰越によるため。	農山漁村室	
20-1-12 (19-4-4)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	亀山市 亀山市本丸町577	平成19年度 ～平成20年度	57,065	10,965	46,100	平成21年度	繰越によるため。	農山漁村室	
20-1-13 (19-2-22)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	平成19年度 ～平成20年度	264,873	200,373	64,500	平成21年度	繰越によるため。	農山漁村室	
20-1-14 (19-2-23)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	平成19年度 ～平成20年度	123,220	117,020	6,200	平成21年度	繰越によるため。	農山漁村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
19-1-3 (18-3-6)	広域漁港整備 事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3 -1-1	平成18年 度	177,475	76,640	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点として、菅島漁港で橋梁上部工事、答志漁港で浮き棧橋の工事を行い、安全に漁船を係留し漁業活動が出来るよう施設の整備を図った。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づき国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。</p>	完了	水産基 盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-2-9	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	平成18年度	170,185	12,500	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、生活排水処理アクションプログラムの目標が達成できた。(小西地区の繰越工事が完了した)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	完了	農山漁村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
18-2-11	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	亀山市 亀山市本丸町 577	平成18年 度	124,230	22,000	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、生活排水処理アクションプログラムの目標が達成できた。(南部地区の繰越工事が完了した)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	完了	農山漁村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
19-2-22 (18-2-12)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	平成18年度	163,519	54,500	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、生活排水処理アクションプログラムの目標が達成できた。(神戸地区の繰越工事が完了した)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	完了	農山漁村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
19-2-23 (18-2-13)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	名張市 名張市鴻之台 1-1	平成18年度	235,120	11,000	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、生活排水処理アクションプログラムの目標が達成できた。(錦生西部地区の繰越工事が完了した)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	完了	農山漁村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
19-2-4 (19-2-3)	三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	平成18年度	215,806	54,000	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) この補助金は、本県における新産業の創出を促進することを目的とし、景気変動に強い柔軟な産業構造へ転換させるとともに、雇用の増大などにより地域経済を活性化させるという理由により、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 起業を尊ぶ風土を醸成し、成功事例から起業を活発化し、自律的な産業集積を図るため、継続的かつ重点的にベンチャー的活動を支援することが不可欠である。この支援施策の経費について、財団の自己財源(基金果実、受益者負担金)を上回る部分は、県の補助金以外に資金を確保することが困難であることから、この補助事業の実施が必要である。</p> <p>(効果) 起業に取り組むチャレンジャーの段階から、経営(生産・販売・流通)段階に至るまでの各段階への支援を、体系的、総合的に実施したことにより、事業化や起業が促進されるとともに、売上増など着実に成長しているベンチャー企業が出ている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 財団は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する新事業支援の中核的支援機関として、ワンストップサービスの提供を行うものであり、財団に補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、ベンチャー企業を支援する総合的なサービスについては継続的に見直しを図っている。</p>	完了	商工振興室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
18-3-9	新グリーンツーリズム総合推進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	平成18年度	82,889	54,119	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 外部(不)経済 過疎化、高齢化が進行する中山間地域において、都市住民と中山間地域の交流を軸とした活性化を促進することを目的とするこの補助金は、これらの地域の維持、発展に寄与するとともに、地域の持つ多面的機能を発揮させるものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中山間地域の過疎化、高齢化が深刻化する一方、都市住民の自然志向、スローライフ志向などのこれらの地域に対する期待が高まっていることから、地域の活性化と多面的機能を発揮させる本事業は必要である。</p> <p>(効果) 本事業の実施に伴い、都市住民のニーズに対応する市民農園施設が整備され、中山間地域の多面的機能を発揮させることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) やすらぎ空間整備事業実施要領に基づき、国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国庫補助金を活用しなければ事業実施が困難である。</p>	完了	農山漁村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
19-2-1	バレー構想関連産業等立地促進補助金	富士通株式会社 代表取締役社長 黒川博昭 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	平成18年度～平成20年度	1,000,000	300,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性はきわめて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費に補助することにより、シリコンバレー構想による産業集積が進み、雇用が創出されるとともに、当該企業のシステムLS生産の国内拠点に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	継続	企業立地室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
19-2-2	バレー構想関連産業等立地促進補助金	株式会社東芝 代表取締役社長 岡村正 東京都港区芝浦1-1-1	平成18年度～平成20年度	1,000,000	300,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性はきわめて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、シリコンバレー構想による産業集積が進み、雇用が創出されるとともに、当該企業のフラッシュメモリー生産の国内拠点に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	継続	企業立地室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
19-2-3	バレー構想関連産業等立地促進補助金	味の素株式会社 取締役社長 山口範雄 東京都中央区 京橋1-15-1	平成18年度～平成20年度	695,629	300,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性はきわめて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、メディカルバレー構想による産業集積が進み、雇用が創出されるとともに、当該企業の甘味料・医薬中間体生産の国内拠点に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性和事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	継続	企業立地室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
19-2-4	バレー構想関連産業等立地促進補助金	凸版印刷株式会社 東京都台東区 台東1-5-1	平成18年度～平成20年度	1,000,000	300,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性はきわめて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、クリスタルバレー構想による産業集積が進み、雇用が創出されるとともに、当該企業の液晶基盤生産の国内拠点に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	継続	企業立地室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
19-2-6	漁業集落環境整備事業費補助金	南伊勢町 度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057	平成18年度	154,800	80,446	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 漁村は、漁業活動の拠点として国民に対する水産物の供給という役割を果たしているほか、豊かで安全な国民生活を実現する上で様々な機能を有している。本事業は、工業排水や生活排水の流入による海域の汚染が危惧されている今、海域の水質の保全、漁場環境の維持改善を行い、もって、漁業及び漁村の健全な発展を図るため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁業集落環境整備事業の実施により、磯浦地区及び神前浦地区において、市街地や農村部と比べて非常に遅れている下水道及び集落道路等の整備を行い、快適で豊かな漁村づくりが図られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 当事業は、受益者が特定できず民間では行われていない内容であり、地域に精通した地元市町が事業主体となり実施すべき事業であり、水産基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金及び、県補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	完了	水産基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課) 名	備考
			事業期間	交付総額					
16-1-3	産業集積促進補助金	シャープ株式会社 代表取締役社長 町田勝彦 大阪市阿倍野区長池町22-22	平成15年度～平成30年度	9,000,000	650,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性はきわめて高い。</p> <p>(効果) 当該補助金を活用して誘致した、シャープ(株)亀山工場の立地に伴い、新たに関連企業12社が県内へ新規立地し、県内既存関連企業でも5社が工場を増設し、営業拠点1社が立地する等、予想を上回るペースでFPD関連産業の集積効果が現れてきている。また、平成19年5月末時点で、亀山工場の敷地内で約4100人(協力企業19社を含む)の雇用、関連企業19社で約3600人の雇用が生まれ、当該立地にかかる直接雇用者数は全体で約7700人と大規模な雇用創出に? った。</p> <p>その他にも、亀山市内のアパート・ホテルの新規着工数の増加やバス路線の新規開通、タクシー会社の新規参入等、地域の活性化も図られてきており、当該誘致がもたらした効果は絶大である。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	継続	企業立地室	

補助金等評価結果調書

(部局名 : 県土整備部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-1	都市河川改修費負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	582,933	<p>(根拠) 二級河川三滝川鉄道橋 道路橋緊急対策事業にかかる協定 (公益性) 都市河川改修事業は、人口の集中の著しい都市の河川において、洪水による災害の発生を防止し、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全の保持、かつ公共の福祉を増進することを目的とした県が事業主体の河川事業であり、公益性を有する。 (必要性) 河川の洪水疎通能力が著しく不足しているため、治水上のネックとなっている鉄道橋梁について改築する必要がある。 (効果) 三滝川下流部のネック点である近鉄橋梁付近の拡幅による治水安全度の向上に向け進捗が図られた。 (交付基準等の妥当性) 県の役割として、都市河川改修事業による鉄道橋架替のため鉄道事業者へ負担することは妥当である。</p>	河川 砂防室	

補助金等評価結果調書

(部局名 :県土整備部)

(単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-2 (20-1-1) (19-2-2)	土地区画整理事業補助金	鈴鹿市白江土地区画整理組合 鈴鹿市南江島町19番26号	241,945	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市基盤整備の整備が不十分な地区における健全な市街地整備に寄与しており、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 無秩序な市街化を防止し、良好な居住環境を有する市街地の計画的な整備のため必要である。</p> <p>(効果) 都市計画道路の早期供用開始・事業の早期完了の前提となる、造成・支障家屋移転等を実施し、都市計画道路の築造を一部行った。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業について、補助金の交付を行い、健全で機能的な都市形成の促進を図ることが最も有効な方法である。</p>	都市政策室	

補助金等評価結果調書

(部局名 : 県土整備部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-2	連続立体交差事業負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	984,328	<p>(根拠) 都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書</p> <p>(公益性) 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に対する補助であることから公共性を有している。</p> <p>(必要性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより交通円滑化と踏切事故の解消を図る必要がある。</p> <p>(効果) 連続立体交差化に向け事業進捗が図られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 県の役割として、連続立体交差事業による鉄道施設高架化等のため鉄道事業者へ負担することは妥当である。</p>	都市政策室	

補助金等評価結果調書

(部局名 : 県土整備部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-4-1	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金	津市 津市西丸之内23番 1号	170,739	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 (必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。 (効果) 津市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を16.7% (平成7年度末)から29.6% (平成12年度末)にすることができた。 (交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 : 県土整備部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-4-2	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金	四日市市 四日市市諏訪町1 番5号	206,162	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 (必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。 (効果) 四日市市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を38.6% (平成7年度末)から53.6% (平成12年度末)にすることができた。 (交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 : 県土整備部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-4-3	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	170,542	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 (必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。 (効果) 松阪市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を0% (平成7年度末) から12.8% (平成12年度末) にすることができた。 (交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 :県土整備部)

(単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-4-4	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18-18	125,774	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 (必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。 (効果) 鈴鹿市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を9.3% (平成7年度末) から23.9% (平成12年度末) にすることができた。 (交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 : 県土整備部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-4-5	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金	いなべ市 いなべ市員弁町笠 田新田111	79,411	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 (必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。 (効果) いなべ市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を11.9% (平成7年度末)から62.3% (平成12年度末)にすることができた。 (交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

第3-1号様式(条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

(部局名 県土整備部)

(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
20-1-1	都市河川改修費負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	平成19年度	582,933	114,409	468,524	平成21年度	繰越によるため	河川 砂防室	
20-1-2 (20-1-1) (19-2-2)	土地区画整理事業補助金	鈴鹿市白江土地区画整理組合 鈴鹿市南江島町19番26号	平成19年度	241,945	178,395	63,550	平成21年度	繰越によるため	都市政策室	
20-1-2	連続立体交差事業負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	平成19年度	984,328	19,909	964,419	平成21年度	繰越によるため	都市政策室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名: 県土整備部)

(単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
19-2-1	都市河川改修費負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	平成18年度	335,452	198,100	(根拠) 二級河川三滝川鉄道橋・道路橋緊急対策事業にかかる協定 (公益性) 都市河川改修事業は、人口の集中の著しい都市の河川において、洪水による災害の発生を防止し、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全の保持、かつ公共の福祉を増進することを目的とした県が事業主体の河川事業であり、公益性を有する。 (必要性) 河川の洪水疎通能力が著しく不足しているため、治水上のネックとなっている鉄道橋梁について改築する必要がある。 (効果) 三滝川下流部のネック点である近鉄橋梁付近の拡幅による治水安全度の向上に向け進捗が図られた。 (交付基準等の妥当性) 県の役割として、都市河川改修事業による鉄道橋架替のため鉄道事業者へ負担することは妥当である。	完了	河川・砂防室	

補助金等継続評価結果調査書

(部局名:県土整備部)

(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
19-1-1	土地区画整理事業補助金	鈴鹿市白江土地区画整理組合 鈴鹿市南江島町19番26号	平成18年度	107,400	15,460	(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 都市基盤整備の整備が不十分な地区における健全な市街地整備に寄与しており、公益性を有する。 (必要性) 無秩序な市街化を防止し、良好な居住環境を有する市街地の計画的な整備のため必要である。 (効果) 都市計画道路の早期供用開始、事業の早期完了の前提となる、造成・支障家屋移転等を実施した。 (交付基準等の妥当性) 土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業について、補助金の交付を行い、健全で機能的な都市形成の促進を図ることが最も有効な方法である。	完了	都市政策室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:県土整備部)

(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-2-1	宮川浄化センター環境整備事業負担金	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目 7-29	平成18年度	134,031	59,264	(根拠) 宮川流域下水道(宮川処理区)関連周辺 地域環境整備事業負担金交付要綱 (公益性) 当事業は、処理場周辺地域の環境整備を 促進する目的で公共・公益施設を整備する もので公益性を有する。 (必要性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するた め、環境整備事業者に対して、当該事業に 要する経費を交付することは必要である。 (効果) 処理場と一体的に整備することにより、地 域全体の環境改善に資することが出来た。 (交付基準等の妥当性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するた め、環境整備事業者(市)が行う公共施設の 整備に対して、年次計画に基づき負担金の 交付を行うことが有効な方法である。	完了	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 教育委員会) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
20-1-1 (19-3-1)	平成19年度全国・ブロック体育大会派遣費補助金	三重県高等学校体育連盟 会長 中川 安久 亀山市本町1-10-1 三重県立亀山高等学校内	88,723	<p>(根拠) 三重県補助金等交付規則、教育関係事業補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、学校教育活動の一環として位置づけられる運動部活動の充実及び生涯にわたってスポーツに親しむ基礎づくりを進めるための支援であり公益性を有する。 (必要性) 全国高等学校総合体育大会などの全国・ブロック大会に三重県を代表して参加する生徒の派遣費を支援することは、各学校における運動部活動の健全な発達と充実及び保護者の負担軽減を図るうえで必要である。 (効果) 生徒の個性を伸張し豊かな心を育むとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力の育成を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 県を代表するスポーツ活動の振興に対する奨励策として、全国大会等に生徒が参加するための派遣費に対し補助金を交付することは妥当である。また、補助金の執行については、交付先である三重県高等学校体育連盟に対して、県の補助金等交付規則等に基づき適切に会計処理及び使途されていることを確認している。</p>	スポーツ振興室	